

弁理士×発明家

「アイデアを実現するために」

電H3 大森 勇



こんにちは！ 大森特許事務所の所長弁理士大森勇と申します。大阪育ちで九州工大では電気工学科専攻、故近藤先生の画像処理研究室を経てH3に卒業しました。子供の頃「王様のアイデア」という、「電卓付きのボールペン」「ワイパー付き眼鏡」等のアイデア商品を集めて展示販売する店（大阪梅田グランドビル32番街）を見てワクワクしながら育った世代です。今は「お客様のビジネスモデルを守るアイデアの提案」ができる弁理士として頑張っています。元々、発明が大好きでしたので、今の仕事ができて嬉しいです。子供のころから「人間は、アイデア

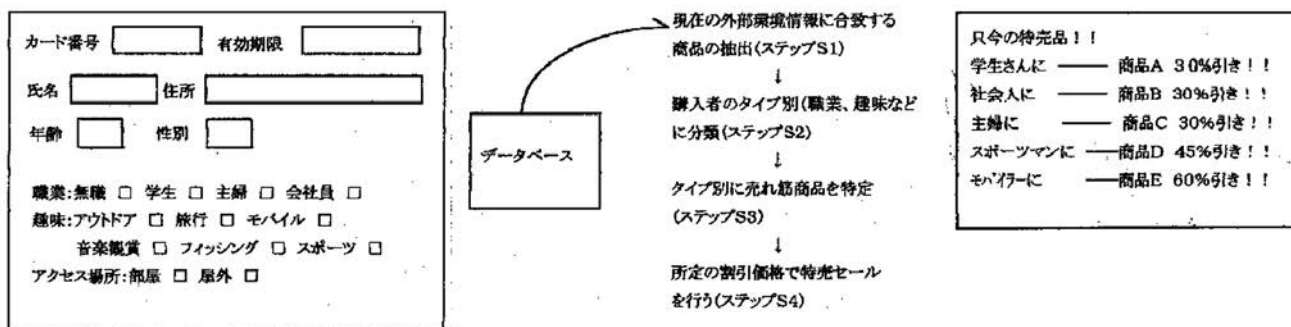
ア」を着想・具体化して世の中を便利に変えていくことができるから『文明』を創り上げることができたんだよ」と聞かされて育てられました。

その影響でしょうか小学生当時珍しかったコンピュータに興味を持ち、大阪の日本橋（当時は電気屋とオーディオ屋の街）に通い詰めていました。その頃から、例えば小学校の学級会で「今は、電源をオン・オフするにはスイッチ等が当たり前だが、何れタッチスクリーンに表示させたボタンがある時は音量調節のボタンになる日がある」と発表していました。また、「PCに記憶装置のメモリがあり、そこにデータを記憶させることができる、という事実から、今はレコーダが主流だが、その音データをメモリの中に記憶させ、再生させる装置が出てくる」と知人に話をしていました。40年以上たった今、振り返っ

てみると、「iPhone」に、その通りの機能が備わっていますね。

実は大人になってからも似たようなことを経験しています。「オンラインショッピング」という語がまだ一般的でなく、「通信販売」という語が一般的だった2000年の6月、「購入者の情報をデータベース化して、おすすめ商品を表示させるようなシステムは喜んでもらえるんじゃないのか？」と考え、特許出願（叔父の名で）を行ったことがあります（特開200217875号）。審査請求すれば、「特許に成れば、世の中便利になるアイデア」と考えていました。経済上の事情で審査請求することができませんでした。今では、購入履歴から、おすすめ商品を知らせてくるシステムは当たり前になっていますが、権利取得していれば、今の僕の生活は大きく変わっていたかもしれません。

まずは、頑張った弁理士資格を取りました。資格を取るまでに時間を要しましたが、その分、全く空虚な時間を送っていたのではなく、国内外特許明細書作成及び権利化技術、意匠、商標、不競法等についての実



JPA 2002007875-叔父の名で出した発明 参考図

務経験を積み重ねていました。おかげさまで、独立して約10年となりますが、未だにほぼ全ての出願の権利化に成功しております。

特許事務で修業していた頃、未だ「オープン・クローズ戦略」といった用語の知られていない頃、上司から「お客様の発明原稿通りに書いておけば大丈夫」と教えられ、半ば強制的に書かされていた頃から、「これは書かない方がいいんじゃないか?」「これやったら、こんな変形例もあるのにな」とか色々考えて、より良い「発明」を考え提案するタイプでした。そのような考えのない上司からは迷惑がられていましたが、独立して所長弁理士となった今、再考しても、僕の考えは間違いでなかったと考えています。

弁理士資格を取り、事務所を開設した当初は、お客様のない状況からのスタートで、大変苦労をしました。当時、初めて会った方から「特許取ったけど、全然役に立っていないよ」と言われたことがあります。そこで、「より良い経営実現に資する知的財産権保護」を実現するため尽力しました。権利化技術の研鑽だけで

なく、経営の勉強会に参加し、同時に経済学の書籍を読み漁りました。更に日本弁理士会の例えば「コンサル委員会」「価値評価委員会（現在ノウハウ価値評価G所属リーダー）」

に所属し、その活動を通じて知的無形資産の保護及び活用について勉強しました。そのなかで「ノウハウを守りながら行う総合的財産権保護及び商品開発コンサルティングの手法」を確立していきました。

会社経営に資する有益な、ノウハウを含む知的無形資産は、実に多種多様です。その情報の一部は、特許、実用新案、意匠、商標、著作権等の産業財産権で保護することができ

ます。しかし、産業財産権で保護し得る情報であっても、その保護を行う過程で肝心のノウハウ保護が疎かになつては本末転倒の結果となつてしまいます。「発明者の資料をそのまま書き写したような明細書でなく、ノウハウを含む知的無形資産を守り、使いやすさ等を考えて作成した明細書の特許権」は、その後の実施、権利行使、ライセンス契約、知財紛争の時に役に立ち、権利者から感謝さ

れ、嬉しく思いました。

また、産業財産権で保護し得ない領域に、とても大切なノウハウがあることも、経験上よく知られていません。このノウハウは、秘匿しておけばよい、というものではありません。同様の技術について他人が特許権を獲得し、差し止めを受けた場合は、その特許権とは異なる内容を実施していることを立証する必要が生じます。この際、準備が不足していると、ノウハウまで吐露してしまう恐れがあります。ノウハウ秘匿の管理をする際には、先使用权（相手より先に実施していた者に認められる無償の使用権）確保、立証の準備をしておくことが必要です。研究開発の進捗を、LABノートをとる、資料にタイムスタンプを付けて管理する、だけでは不十分です。発明完成を立証するための書類であつて、ノウハウの不必要な開示が含まれていない書類を準備しておく工夫が必要です。

特許事務所を始めた頃に、「運転者の居眠り、病気による発作、気絶などが原因で、自動車が歩行者に突っ込む」という事故が多発して、社会課題と注目されていた時があり

ました。居眠り運転、運転中の発作、気絶、いずれも運転者の姿勢が変化することに着目し、この状況を検知した場合は警告を発し、返答がなければ車を止めるなどの措置をとり、

返答があつた場合でも、一定時間は厳しめに姿勢の変化を検知し、姿勢に変化があれば警告を発する、という「運転者異常発生検出器、これを用いた安全装置」という発明を考えて特許を取りました（特許第5997410号）。早速、この社会課題解決のためのアイデア実施について各自動車メーカーに伺いを打診しました。ところが「うちには開発部があり、そこで考えている事故予防技術を採用します」という保守的な回答のみで、残念ながら、実施の話に興味を示す会社はありませんでした。令和5年現在、種々の自動運転技術は各自動車に搭載されていますが、いまだに居眠り運転、運転中の発作、気絶による事故を有効に防ぐ安全装置は無いように思います。

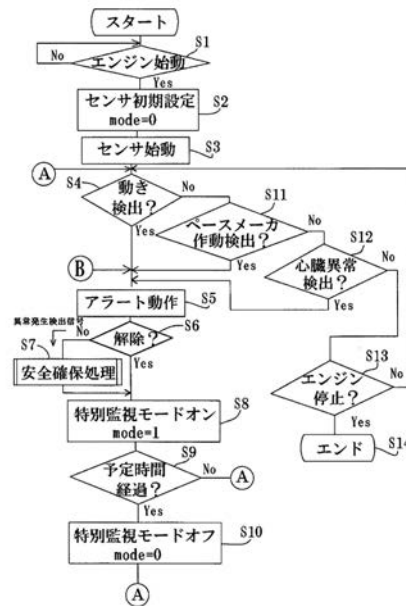
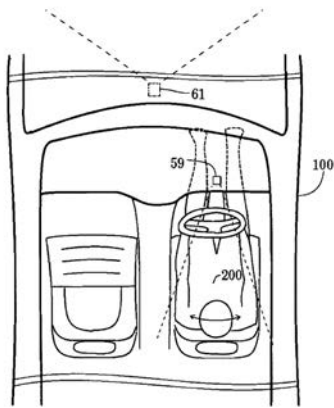
そこで、少ない資本でアイデアを実施するための手法について学ぶことにしました。

具体的には、令和5年から、スター

トアップ支援委員会に所属し、迅速な社会課題の解決実現について勉強を始めました。メーカーが「アイデアを実現するためのサポーターとしての製造依頼を嫌がる」のなら、ビジネスプランをしつかりと考えたアイデアについてクラウドファンデー

ング、エンジェル投資家による資金調達を成功させてメーカーの客になって「アイデアを実現するものを作ってもらおう」。これによって社会課題の迅速な解決を実現する試みです。

例えば、令和5年2月には「数あるクラウドファン



特許公報 JPB_0005997410 運転者異常検出装置 参考図

ディング（以下、クラファンと略す）会社からプロジェクトに会うクラファン会社を紹介し、成功へと導く川辺友之様によるセミナー」、3月には「前澤ファンドからの資金調達に成功し、鯖の生食文化を作るためアニサキスの居ない陸上養殖を始めた『鯖や』の右田孝宣様によるセミナー」などを開催し、好評を得ることができました。ゆくゆくは、お

客様のアイデア実現を具体的にサポートできればと考えています。特許等の知的財産権には、鈍と盾の効力、「自分だけがそのアイデアを実施して市場を確保することができ」という独占権と、「気に入った仲間には実施を認めるが、模倣盗用してくる望まない人の実施は禁止することができる」という排他権とがあります。また、知的財産権を獲得している会社は、意識が高く、「機密情報の漏えい防止策がきちんとできている」、「権利獲得した分野ではエキスパートである」と、周りの人からは見え、会社の信用度がアップし、権利獲得した分野に関する仕事が増えた、という副次的な効果も認められています。

社会課題解決のためのアイデア実施から「知的財産権保護を受けて良かった」という成功体験をしていただくために「これからも学び、経験を積んでいこうと思います。よろしくお願ひします。

（大森特許事務所 所長弁理士）